（原産地調査官）

**第三百十九条**　東京税関の業務部に、原産地調査官四人以内を、大阪税関及び神戸税関の業務部に、原産地調査官二人以内を、函館税関、横浜税関、名古屋税関、門司税関及び長崎税関の業務部に、原産地調査官それぞれ一人を置く。

２　原産地調査官は、命を受けて、次に掲げる事務を処理し、並びに上席調査官及び調査官の行う事務を総括する。

一　［略］

二　前号に掲げる事務に関する調査並びに資料及び情報の収集及び整理に関すること。

３　［略］

（首席原産地調査官）

**第三百十九条の二**　東京税関、名古屋税関、大阪税関及び神戸税関の業務部に、首席原産地調査官それぞれ一人を置く。

２　［略］

（関税評価官）

**第三百二十条の二**　［略］

２　関税評価官は、命を受けて、次に掲げる事務のうち税関長が指定するものを処理し、並びに上席審査官及び審査官の行う事務を総括する。

一　［略］

二　前号に掲げる事務に関する調査並びに資料及び情報の収集及び整理に関すること。

３　［略］

（上席審査官及び審査官）

**第三百二十一条**　各税関を通じて業務部に、上席審査官百六十六人以内及び審査官二百三十六人以内を置く。

［２・３　略］

（上席調査官及び調査官）

**第三百二十二条**　各税関を通じて業務部に、上席調査官六十四人以内及び調査官百七人以内を置く。

［２・３　略］

（上席分析官及び分析官）

**第三百二十三条**　東京税関の業務部に、上席分析官三人以内を、横浜税関、名古屋税関、大阪税関、神戸税関、門司税関及び長崎税関の業務部に、上席分析官それぞれ一人を、各税関を通じて業務部に、分析官十九人以内を置く。

［２・３　略］

（調査部に置く課等）

**第三百二十四条**　［略］

２　［略］

３　統括調査官、特別関税調査官、統括審理官、特別審理官及び総括情報管理官の各税関別定数は、次のとおりとする。

| | | |
|---|---|---|
| 函館税関 | 統括審理官 | 一人 |

（原産地調査官）

**第三百十九条**　東京税関の業務部に、原産地調査官四人以内を、大阪税関の業務部に、原産地調査官二人以内を、函館税関、横浜税関、名古屋税関、神戸税関、門司税関及び長崎税関の業務部に、原産地調査官それぞれ一人を置く。

２　原産地調査官は、命を受けて、次に掲げる事務を処理し、並びに上席調査官及び調査官の行う事務を総括する。

一　［同上］

二　前号に掲げる事務に関する調査、資料及び情報の収集及び整理に関すること。

３　［同上］

（首席原産地調査官）

**第三百十九条の二**　東京税関、大阪税関及び神戸税関の業務部に、首席原産地調査官それぞれ一人を置く。

２　［同上］

（関税評価官）

**第三百二十条の二**　［同上］

２　関税評価官は、命を受けて、次に掲げる事務のうち税関長が指定するものを処理し、並びに上席審査官及び審査官の行う事務を総括する。

一　［同上］

二　前号に掲げる事務に関する調査、資料及び情報の収集及び整理に関すること。

３　［同上］

（上席審査官及び審査官）

**第三百二十一条**　各税関を通じて業務部に、上席審査官百六十人以内及び審査官二百三十八人以内を置く。

［２・３　同上］

（上席調査官及び調査官）

**第三百二十二条**　各税関を通じて業務部に、上席調査官五十九人以内及び調査官百四人以内を置く。

［２・３　同上］

（上席分析官及び分析官）

**第三百二十三条**　東京税関の業務部に、上席分析官三人以内を、横浜税関、名古屋税関、大阪税関、神戸税関、門司税関及び長崎税関の業務部に、上席分析官それぞれ一人を、各税関を通じて業務部に、分析官十七人以内を置く。

［２・３　同上］

（調査部に置く課等）

**第三百二十四条**　［同上］

２　［同上］

３　統括調査官、特別関税調査官、統括審理官、特別審理官及び総括情報管理官の各税関別定数は、次のとおりとする。

| | | |
|---|---|---|
| 函館税関 | 統括審理官 | 一人 |